

未利用市有財産の利活用に係る事業提案の募集について

1. 目的

海津市では、効率的な行財政運営を行うため、未利用市有財産を貴重な経営資源と捉え、本市の総合計画をはじめとする各種計画に沿った持続可能なまちづくりの推進に繋がる利活用の提案を民間事業者等から募集します。

2. 対象物件

No.	対象	名称	所在地	面積	備考
1	土地及び建物	旧西島保育園	海津市平田町西島 字城西 286 番 外 1 筆	土地 3,711.99 m ² 建物 570.37 m ²	建物は昭和 52 年 建築（耐震化済）
2	土地	平田福祉 センター跡地	海津市平田町今尾 字土居内 915 番	2,037.40 m ²	
3	土地	今尾認定 こども園跡地	海津市平田町今尾 字元郭内 4428 番 6 外 1 筆	2,076.03 m ²	

※詳細は「物件調書」を参照してください。

3. 募集する提案条件

- (1) 提案者自らが実施主体となり利活用を行う提案であること。
- (2) 物件の立地する地域、地区住民の一定の理解を得られる提案であること。
- (3) 対象となる未利用市有財産を一体的に利活用する提案であること。

なお、次のいずれかに該当するものは、提案の対象外となります。

ア 各種法令等に抵触するなど、事業化の可能性がないことが明白な提案

イ 市に新たな財政負担が発生する提案

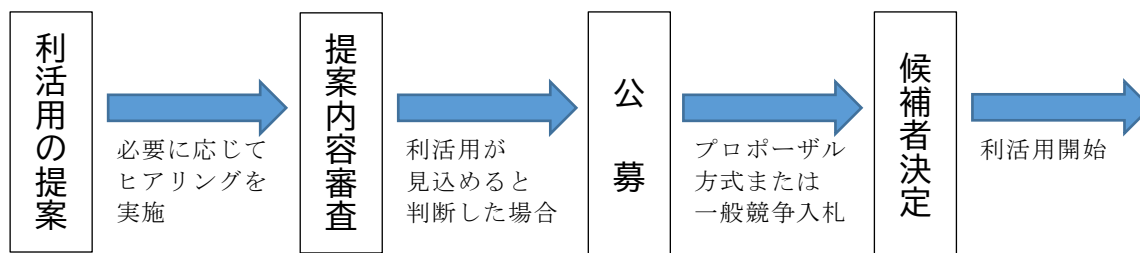
ウ 市の施策に反する提案

エ 公序良俗・公共の福祉に反するなど社会通念上不適切と認められる目的の用に供する提案

4. 参加資格等

事業提案に参加できるのは、個人、法人及び任意団体等ですが、海津市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年海津市告示第 94 号）に規定する「別表」の措置要件に該当する者を除きます。

5. 利活用までの流れ



※事前の相談や協議、見学については、随時受け付けています。

6. 事業提案の提出先及び問合せ先

事業提案については、別添の『未利用市有財産の利活用提案書（様式1）』に必要事項を記入のうえ、下記までメール、FAX、郵送、持参のいずれかで提出してください。

海津市 産業経済部 商工振興・企業誘致課

所在地：〒503-0695

岐阜県海津市海津町高須515番地

海津市役所 西館2階 商工振興・企業誘致課

電話番号：0584-53-1374

FAX番号：0584-53-1608

電子メール：shokoshinko@city.kaizu.lg.jp